

議第27号

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(京都市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ」を「以下「退職日給料月額」という」に改め、同項第2号中「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」を「退職日給料月額」に改め、同条第5項及び第6項各号中「59.28」を「49.59」に改める。

附則第6項中「おいて」の右に「，京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員，給与条例附則第10項第1号の規定に該当するため給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されない職員」を加え、「職員及び」を「職員，」に改め、「支給されない職員」の右に「，京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第号。以下「平成25年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員及び平成25年改正条例附則第10項第1号の規定に該当するため平成25年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されない職員」を加え，「「給料月額（清掃職務給以外の給

料の月額をいう。以下同じ。))」を「給料月額(以下「退職日給料月額」という。))」に、「給料月額(清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。)と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」を「給料月額と京都市職員給与条例(以下「給与条例」という。)附則第7項、第8項若しくは第9項の規定、京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第37号。以下「平成24年改正条例」という。)附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は京都市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成25年 月 日京都市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。)附則第7項、第8項若しくは第9項の規定による給料の額との合計額(以下「退職日給料月額」という。))」に改め、「、同項第2号中「給料月額(以下「退職日給料月額」という。))」とあるのは「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額(以下「退職日給料月額」という。))」と」を削り、「給料月額と平成24年改正条例附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」を「給料月額と給与条例附則第7項、第8項若しくは第9項の規定、平成24年改正条例附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は平成25年改正条例附則第7項、第8項若しくは第9項の規定による給料の額との合計額」に改める。

附則第7項各号列記以外の部分中「平成24年改正条例」を「京都市職員給与条例附則第7項、第8項若しくは第9項の規定、京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第37号)」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第7項の規定」の右に「又は京都市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成25年 月 日京都市条例第 号)附則第7項、第8項若しくは第9項の規定」を加え、同項第1号中「おいて」の右に「、給与条例附則第7項から第9項までの規定」を、「第7項までの規定」の右に「又は平成25年改正条例附則第7項から第9項までの規定」を加え、同項第2号中「おいて」の右に「、給与条例附則

第10項第1号の規定に該当するため給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されないこととなるもの」を、「なるもの」の右に「又は平成25年改正条例附則第10項第1号の規定に該当するため平成25年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されないこととなるもの」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.305	0.87	0.522	21	28.971	18.571	18.571
2	2.61	1.74	1.044	22	30.537	19.575	19.575
3	3.915	2.61	1.566	23	32.103	20.579	20.579
4	5.22	3.48	2.088	24	33.669	21.583	21.583
5	6.525	4.35	2.61	25	35.235	22.443	22.443
6	7.83	5.22	3.915	26	36.801	24.479	24.479
7	9.135	6.09	4.568	27	38.367	26.516	26.516
8	10.44	6.96	5.22	28	39.933	28.552	28.552
9	11.745	7.83	5.873	29	41.499	30.589	30.589
10	13.05	8.7	6.525	30	43.065	32.625	32.625
11	14.486	9.657	9.657	31	44.37	33.713	33.713
12	15.921	10.614	10.614	32	45.675	34.8	34.8
13	17.357	11.571	11.571	33	46.98	35.888	35.888
14	18.792	12.528	12.528	34	48.285	36.975	36.975
15	20.228	13.485	13.485	35	49.59	38.063	38.063
16	21.663	14.442	14.442	36	49.59	40.716	40.716
17	23.099	15.399	15.399	37以上	49.59	在職1年 を増す ごとに 1.131を 加える。	在職1年 を増す ごとに 1.131を 加える。
18	24.534	16.356	16.356				
19	25.97	17.313	17.313				
20	27.405	17.567	17.567				

(京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2項に次のただし書を加える。

ただし、平成25年4月1日以後の退職に係る退職手当の額を計算する場合にあっては、旧条例第3条第1項各号中「別表」とあるのは「京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第 号）による改正後の京都市職員退職手当支給条例別表」と、同条第3項中「59.28」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における退職にあっては「55.86」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあっては「52.44」と、平成27年4月1日以後における退職にあっては「49.59」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(清掃職務給の廃止に伴う経過措置)

- 3 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第 号）附則第2項前段の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の京都市職員給与条例第3条の2の規定により清掃職務給の支給を受けることとなる職員に関する施行日から平成27年3月31日までの間における退職に係る改正後の条例第3条及び附則第6項の規定の適用については、改正後の条例第3条第1項第1号中「以下「退職日給料月額」という。」とあるのは「清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。」と、同項第2号中「退職日給料月額」とあるのは「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」と、附則第6項中「給料月額（以下「退職日給料月額」とい

う。)」とあるのは「給料月額と京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）附則第7項、第8項若しくは第9項の規定、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第37号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。）附則第7項、第8項若しくは第9項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「「給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）」とあるのは「給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）と京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）附則第7項、第8項若しくは第9項の規定、京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第37号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。）附則第7項、第8項若しくは第9項の規定による給料の額との合計額」と、同項第2号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と給与条例附則第7項、第8項若しくは第9項の規定、平成24年改正条例附則第5項、第6項若しくは第7項の規定又は平成25年改正条例附則第7項、第8項若しくは第9項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」とする。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

- 4 改正後の条例第3条第1項各号中「別表」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間における退職にあつては「京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第 号）附則別表第1」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあつては「京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正す

る条例（平成25年 月 日京都市条例第 号）附則別表第2」と、同条第5項及び第6項各号中「49.59」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間における退職にあつては「55.86」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における退職にあつては「52.44」とする。

附則別表第1

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.47	0.98	0.588	21	32.634	20.919	20.919
2	2.94	1.96	1.176	22	34.398	22.05	22.05
3	4.41	2.94	1.764	23	36.162	23.181	23.181
4	5.88	3.92	2.352	24	37.926	24.312	24.312
5	7.35	4.9	2.94	25	39.69	25.28	25.28
6	8.82	5.88	4.41	26	41.454	27.574	27.574
7	10.29	6.86	5.145	27	43.218	29.868	29.868
8	11.76	7.84	5.88	28	44.982	32.162	32.162
9	13.23	8.82	6.615	29	46.746	34.456	34.456
10	14.7	9.8	7.35	30	48.51	36.75	36.75
11	16.317	10.878	10.878	31	49.98	37.975	37.975
12	17.934	11.956	11.956	32	51.45	39.2	39.2
13	19.551	13.034	13.034	33	52.92	40.425	40.425
14	21.168	14.112	14.112	34	54.39	41.65	41.65
15	22.785	15.19	15.19	35	55.86	42.875	42.875
16	24.402	16.268	16.268	36	55.86	45.864	45.864
17	26.019	17.346	17.346	37以上	55.86	在職1年 を増す ごとに 1.274を 加える。	在職1年 を増す ごとに 1.274を 加える。
18	27.636	18.424	18.424				
19	29.253	19.502	19.502				
20	30.87	19.788	19.788				

附則別表第2

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.38	0.92	0.552	21	30.636	19.638	19.638
2	2.76	1.84	1.104	22	32.292	20.7	20.7
3	4.14	2.76	1.656	23	33.948	21.762	21.762
4	5.52	3.68	2.208	24	35.604	22.823	22.823
5	6.9	4.6	2.76	25	37.26	23.732	23.732

6	8.28	5.52	4.14	26	38.916	25.886	25.886
7	9.66	6.44	4.83	27	40.572	28.04	28.04
8	11.04	7.36	5.52	28	42.228	30.193	30.193
9	12.42	8.28	6.21	29	43.884	32.347	32.347
10	13.8	9.2	6.9	30	45.54	34.5	34.5
11	15.318	10.212	10.212	31	46.92	35.65	35.65
12	16.836	11.224	11.224	32	48.3	36.8	36.8
13	18.354	12.236	12.236	33	49.68	37.95	37.95
14	19.872	13.248	13.248	34	51.06	39.1	39.1
15	21.39	14.26	14.26	35	52.44	40.25	40.25
16	22.908	15.272	15.272	36	52.44	43.056	43.056
17	24.426	16.284	16.284	37以上	52.44	在職1年 を増す ごとに 1.196を 加える。	在職1年 を増す ごとに 1.196を 加える。
18	25.944	17.296	17.296				
19	27.462	18.308	18.308				
20	28.98	18.577	18.577				

提案理由

職員の退職手当の支給率を改定する等の必要があるので提案する。